| | | |
|---|---|---|
| 第166条の２第１項第５号 | 確定給付企業年金法第91条の27第１項の企業年金連合会の規約で定める積立金　企業年金連合会 | 平成25年改正法附則第59条第１項の存続連合会の規約で定める積立金　存続連合会 |

３・４　（略）

附　則（令和６年４月15日公告）

（存続厚生年金基金に関する読替え等）

第３条　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成26年厚生労働省令第20号）等の適用に伴い、存続厚生年金基金についてこの規約の規定を適用する場合においては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---|---|---|
| 第６条第15項 | 又は同法第91条の28第１項の規定による積立金の移換の申出をしようとするもの | 、同法第91条の28第１項の規定による積立金の移換の申出をしようとするもの又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という。）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成25年改正前厚生年金保険法第144条の６第１項の規定による脱退一時金相当額（平成25年改正法附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成25年改正前厚生年金保険法第144条の３第５項に規定する脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）の移換の申出をしようとするもの |
| 第30条第５項 | 又は同法第91条の28第１項の規定による積立金の移換の申出をしようとするもの | 、同法第91条の28第１項の規定による積立金の移換の申出をしようとするもの又は平成25年改正法附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成25年改正前厚生年金保険法第144条の６第１項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出をしようとするもの |

| | | |
|---|---|---|
| 第166条の２第１項第４号 | 確定給付企業年金法第91条の27第１項の企業年金連合会の規約で定める積立金　企業年金連合会 | 平成25年改正法附則第59条第１項の存続連合会の規約で定める積立金　存続連合会 |

３・４　（略）

附　則（令和６年４月15日公告）

（存続厚生年金基金に関する読替え等）

第３条　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成26年厚生労働省令第20号）の適用に伴い、存続厚生年金基金についてこの規約の規定を適用する場合においては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---|---|---|
| （新設） | | |
| （新設） | | |